

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年8月22日回答分)

| No | 頁 | 章 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|----------|------------|-----|-----|-----|-----|-----------------------|---|---|
| 1 | 2 | 第1 | 1 | (6) | イ | | 現地条件 | 建蔽率、容積率は当該事業計画地(面積約1800m ²)内のみで満たすべき条件ということでしょうか？この場合、騒音、振動での「本センター敷地境界」とは、水再生センター敷地全体の境界とみてよろしいでしょうか？ | 森ヶ崎水再生センターの東処理施設全体での建ぺい率及び容積率となりますが、本事業では事業用地内で建ぺい率及び容積率を満たしてください。騒音、振動での「本センター敷地境界」とは、東処理施設の敷地境界となります。 |
| 2 | 12 | 第1 | 3 | (3) | | | ユーティリティ | 副産物等利活用における電力および上水、三次処理水の利用について、電力および上水は有償による支給、三次処理水自体は無償による支給という理解でよろしいでしょうか。 | 副産物等利活用において、局から事業者には、全て有償となります。 |
| 3 | 12 | 第1 | 3 | (3) | | | ユーティリティ | 副産物等利活用における電力および上水、三次処理水の利用について、電力および上水は有償による支給である場合、電力および上水単価をご提示いただけないでしょうか。 | 事業提案時に用いる各単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)は次のとおりとさせていただきます。 なお、単価は毎年度改定を行います。 電力:25.6円/kWh 上水:404円/m ³ 三次処理水:10円/m ³ |
| 4 | 12 | 第1 | 3 | (3) | | | ユーティリティ | 本施設と副産物等利活用の両方において三次処理水の利用する場合、本施設と副産物等利活用の使用する電力量は、各施設で使用した水量から按分し、各施設の電力量として記録すればよろしいでしょうか。 | 原則、本施設と副産物等利活用施設のユーティリティは個別で計量となりますが、計量できない場合には、算定方法について局との協議によります。 |
| 5 | 22 | 第2 | 2 | (3) | | | 近接工事に伴う協議 | JR東日本や東京モノレールとの事前協議は、現時点ではまだ出来ないため、マニュアルや過去実績などを踏まえながら計画を行う予定です。しかしながら、相手のあることですので、実際の協議結果により、大幅な計画の変更になる場合があります。その時は、設計変更としての適正な手続きがされると考えて良いのでしょうか？ | 事業提案書提出前の東日本旅客鉄道株式会社及び東京モノレール株式会社との事前協議については不可とします。近接工事に伴う協議により、事業提案時に予期することができず、設計変更が必要となった場合には、設計・建設契約に従って対応します。 |
| 6 | 31 | 第2 | 4 | (4) | イ | (ア) | 場内整備 | 事業用範囲内は舗装等をするとあります。既存の緑地を更地化した後、計画地の北側の事業用地外の台形敷地は、令和9年3月31日に、アスファルト舗装をしてから引渡すということが良いでしょうか？ | 更地化する範囲において、事業用地外となる北側の用地の舗装は必要ありません。なお、当該用地は、別途A送水管敷設工事にて使用する予定であり、引き渡し時期は局との協議によります。 |
| 7 | 32 | 第2 | 4 | (4) | イ | (イ) | 場内整備 | 「搬出入車両は、ラフタークレーン(65t)及びトラック(12t)とする。」とありますが、ガスエンジン等の発電機類は最大32tあり、100t以上のクレーンや大型トレーラーが必要になる見込みです。この場合、構内施設管理者と十分協議の上、適切な処理を行えば、これらのクレーン、トレーラーの使用が可能であると考えるよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 32 | 第2 | 4 | (4) | ウ | (イ) | 更地化(造成) | 工事で発生した掘削土砂を再利用する主旨のことが指示されていますが、事業計画地以外のセンター内に残土仮置場は取れないでしょうか？期間は建築工事も含めて、令和9年3月までが希望です。 | 「要求水準書」の別紙13 施工ヤードに示す範囲内で仮置場を設けてください。 |
| 9 | 32 | 第2 | 4 | (4) | ウ | (キ) | 更地化(造成) | 通常、大規模な工場の場合、工場立地法等の規制により敷地面積に対する緑化率の規制があります。計画地の緑地を撤去することは、まだ規定の緑化率に余裕があり、今回の事業計画地では、緑地を確保する必要はないと考えてよろしいでしょうか？ | 事業用地での緑地の取扱いについては、局との協議によります。 |
| 10 | 33 | 第2 | 4 | (5) | イ | (ア) | 事業用地 | 「貨物トンネルがあるため、杭の配置検討の際に十分留意する・・・」とあります。添付されている図面では、貨物トンネルの位置座標がありません。今回の提案書では、図面の紙面上の比率計算程度の精度で行い、設計業務が開始されたら、正確な座標があるCAD図等を頂いて設計が出来ると考えてよろしいでしょうか？ | 事業提案書は、「要求水準書」の別紙を基に提案してください。なお、貨物トンネルの正確な位置座標があるCAD図は提供できません。 |
| 11 | 別紙2 3 | (1) | | | | | 事業用地(拡大図) 事業用地測量資料 | 事業用地の境界の位置情報について、PDFファイルの赤書きをなぞるしか方法がありません。事業提案書においては、ラフな敷地境界で計画を行ってよいという認識でよろしいでしょうか？また、設計業務が開始された際には、正確な測量CADデータを別途、頂けると考えてよろしいですか？ | 事業提案書は、「要求水準書」の別紙を基に提案してください。契約後に詳細な測量データを提供します。 |
| 12 | 別紙3 | (1) (2) | | | | | 事業用地測量資料 樹木調査表 | 測量資料に石垣が記載されていますが、数量に関する記載がございません。検討のため、可能であれば8月連休明けに現地調査は出来ないでしょうか？ | 現地調査は実施いたしません。補足資料において、事業に関する写真データを提供します。 |
| 13 | 別紙13 | | | | | | 施工ヤード | 事業用地北側にある、台形の更地化済み用地は、工事期間中に使用することは可能でしょうか？ | 更地化する範囲において、事業用地外となる北側の用地は別途A送水管敷設工事にて使用する予定であり、本事業の工事では使用できません。 |

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書に関する質問への回答(令和5年8月22日回答分)

| No | 頁 | 章 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|----------|------------|-----|-----|-----|----|---------------------------|--|--|
| 14 | 別紙 16 | (1) (2) | | | | | 事業用地平面図(地下埋設物) 事業用地縦断図 | JR貨物トンネルと汚水幹線は、別紙16(2)で埋設深さがわかります。他の配管は、土被り表示が無く、深さがわかりません。ご教示いただけますでしょうか？ | 雨水管の土被りは、外周0.8m程度、送風機棟横1.7m程度です。 上水管の土被りは、0.7m程度です。 |